平成２９年（フ）第４３７号
兵庫県加古川市野口町長砂978番地の１第一明姫マンション３－Ｅ号
債務者　柴田　修一
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第７４６号
広島県東広島市西条町助実10023番地５　恵下山住宅２　103号
債務者　髙橋　加織（旧姓上江洲）
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４１号
福岡市南区塩原２丁目６番５－305号
債務者　三吉野文子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７６号
福岡市博多区博多駅前４丁目33番７－1305号
債務者　鳥井　敏子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第３４７号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目５番８号　西田山元ビル203号
債務者　市来ゆかり
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第６１号
山梨県南都留郡忍野村内野4363番地
債務者　渡邉由喜仁
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１８７号
徳島県徳島市新浜本町３丁目６番10号
債務者　三好　澄夫
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第３７３号
熊本市東区新外３丁目１番91号　Ａ－10、前住所熊本市東区花立２丁目９番31号　グラード101
債務者　西村　国宏
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１５号
富山県射水市戸破2104番地２、前住所富山県射水市稲積610番地
債務者　古巣　眞紀
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第１２１号
富山県高岡市平米町６番６号
債務者　油谷　陽子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第７１号
長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1019番地59　ヴィラ・デ・プリンス軽井沢Ｏ－202号室、住民票上の住所長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢1019番地59　ヴィラ・デ・プリンス軽井沢
債務者　小川　恵里
1　決定年月日時　平成29年10月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
長野地方裁判所佐久支部

平成２９年（フ）第２７号
岐阜県高山市丹生川町折敷地1622番地５
債務者　岡田　絢子
1　決定年月日時　平成29年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１４２５号
名古屋市中川区江松２丁目1023番地　ヴェルドミール101号
債務者　藤平　雅雄
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５０号
神戸市須磨区大田町５丁目２番１－206号
債務者　久保　彩香（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７４３号
神戸市長田区東尻池町６丁目３番16－６号
債務者　高山文治こと　ＣＨＯＩ　ＭＯＯＮＣＨＩ　崔　　文治
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部